

<参考>

○一級建築士の処分について

① 被処分者

永井 佳久（登録番号 第 236029 号）

② 処分の内容

令和 8 年 6 月 1 日から業務停止 2 月

③ 処分の原因となった事実

愛知県内の建築物（2 物件。以下「本件建築物」という。）について、株式会社ランドア
ーキ永井建築設計所（愛知県知事登録（い-4）第 12610 号）の業務に関し、本件建築物の
うち 1 物件について、虚偽の確認済証を作成し、その写しを工事施工者に渡した。

また、本件建築物について、確認申請の代理者及び工事監理者（その他の工事監理者）と
して、それぞれ確認済証の交付を受けていないことを認識していたにもかかわらず、無確認
で工事が行われることを容認した。

○関係法令抜粋

建築士法

（懲戒）

第十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若
しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該一級建築士又は
二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停
止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。

一 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条
例の規定に違反したとき。

二 業務に関して不誠実な行為をしたとき。

2～6 略

（監督処分）

第二十六条 略

2 都道府県知事は、建築士事務所につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合に
おいては、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて
当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

一から三 略

四 管理建築士が第十条第一項の規定による処分を受けたとき。

五から十 略